

『伊万里讃歌 八章 終詩』

伊万里伊万里と呼んでごらん
ふるさと伊万里が返事する
おお、これが君のふるさと
君らの父祖を育てたくにだ
山々が並び 川は海へと
伊万里の湾がはらとひかる

特集

8月は同和問題啓発強調月間です

～自分を見つめてみましょう～

●問合先 生涯学習課人権・同和教育係 (☎ 23 3 1 8 6)

人には誰しも故郷があります。生まれ育った場所に、愛情や誇りを持って生活しています。言うまでもなく、人は生まれる場所を選ぶことはできません。あたりまえの話です。

それなのに、私たちが暮らすこの社会には、この『あたりまえ』のことを理由にした差別があります。生まれた場所や育った場所、住んでいる場所で人の値打ちに差をつけようとする『部落差別』です。能力に関係ないことを理由に憧れの職業への道を閉ざされたり、世間体を気にする周囲によって愛を引き裂かれるなど、部落差別によって引き起こされるさまざまな人権侵害は『同和問題』と呼ばれ、人権の世紀と言われる21世紀においてもなお、日本における重大にして最も深刻な社会問題です。同和問題は、因習によって世代を超えて引き継がれてきた、日本固有の人権問題であり、なくさなければならぬ負の文化です。同和問題の解決なくして、日本における人権問題の解決はあり得ません。

8月は同和問題啓発強調月間です。この機会に自分を見つめてみませんか。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

気軽に参加してください

同和問題啓発強調月間中の催し

2018 同和問題講演会

同和問題に向き合うきっかけとして、市では『同和問題講演会』を開催します。あなたも参加してみませんか。

- 日時 **8月28日** (火)
午後1時30分～3時
- 場所 市民センター 文化ホール
- 入場料 無 料
- 演 題 『なぜ、差別はなくなるの？
～元いじめられっ子からのメッセージ～』
- 講 師 落語家 ^{かつら}桂 ^こぽんぽ娘 さん

《講師プロフィール》

東京都出身。平成18年に桂文福に入門。ママ落語家としての『育児体験』や、栄養士の資格を生かした『食と健康』の講演、男性社会である落語の世界で体験した『差別と区別』、ボランティア活動など豊富な内容で積極的に講演活動を展開中。

※手話通訳・要約筆記を行います。



佐賀県同和問題講演会

- 日時 8月20日 (月)
午後1時30分～3時20分
- 場所 武雄市文化会館大ホール (武雄市)
- 入場料 無 料
- 演 題 『同和問題の今、そしてこれから
～35年間の取材を通してみえてきたもの～』
- 講 師 馬場 周一郎 さん
(元西日本新聞社記者)
- 問合せ 佐賀県人権・同和対策課
(☎0952②7063)

佐賀県人権・同和教育研究大会 (全体会)

～誰もが生まれてきてよかったと
思える社会をめざして～

- 日時 8月7日 (火)
午後2時～4時30分
- 場所 佐賀市文化会館大ホール (佐賀市)
- 入場料 800円
- 演 題 『ありのままのわたしを生きる』ために
- 講 師 土肥 いつき さん
(京都府立高校教員)
- 問合せ 佐賀県人権・同和教育研究協議会事務局
(☎0952⑥6434)



知っていますか？
部落差別解消推進法

部落差別を解消するため、平成28年12月に『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行され1年余りが経過しました。この背景には、インターネットの普及によって部落差別が拡大し悪質化していることや、身元調査を目的とした差別事件が相次いで発生していること、さらには、解決したわけでもないのに『同和問題は過去の問題』という誤った意識が広がるなど、法律を制定しなければならぬ深刻な状況があったことを受け止めなくてはなりません。

◆部落差別解消推進法の主な内容

①部落差別は過去の問題ではありません

部落差別は許されない『社会悪』です。一日も早く解消しなければならない重要な課題です。

②部落差別の解消は私たち一人一人の課題です

部落差別は『差別される人』の問題ではなく『差別する人』の問題です。一人一人が正しい理解と認識を深めることが必要です。

③部落差別の解消は行政の責務です

インターネット上で差別を助長する情報が拡散されるなど、部落差別は潜在化、陰湿化しています。国や地方公共団体は、部落差別の解消へ向けた効果的な施策を進めます。

④部落差別を受けた人への相談体制を確立します

部落差別の被害者が泣き寝入りすることがないように、国や地方公共団体は、的確に対応できる相談体制を整備します。

⑤部落差別に重点を置いた人権教育を展開します

部落差別は日本固有の人権問題であり、なくさなければならぬ『負の文化』です。部落差別の解消なくして、日本における人権問題の解決はありません。

⑥これまでの取り組みの効果を検証します

国や地方公共団体は、これまでの取り組みの成果や問題点を検証し、今後の指針とするための実態調査を行います。

人権標語コンクール優秀作品

この標語は、平成29年度に、市民の皆さんを対象に、市人権・同和教育推進協議会と市教育委員会が協働で実施した『人権標語コンクール』の優秀作品です。303人から498点の応募がありました。さまざまな住民啓発の機会に活用していきます。

◆小学生の部

ともだちに たくさんあげたい
おもいやり

普通、普通と言っけれど 誰の基準？

その普通

◆中学生の部

いけないよ 見てないふりも
いっしょだよ

変えてみよう まずは自分の 偏見を

◆一般の部

人権の 土台は日々の 家族愛

同和問題の解決のために
私にもできること

■差別とは

差別とは、差別をする人が自分に都合のいいことを正当化するために、理由にならないことを口実にした、命を奪う言いがかりのことです。

差別は、差別をする人がいるから起こります。つまり、差別をする人が、差別する理由を作っているのです。

■差別は自然にはなくなりません

「そっとしておけば差別はなくなる」、知らない人

なるほど!ザ・Q&A

Q. 差別はまだあるのですか?

A. 確かに公然と差別的な言葉を使ったり、明らかに差別と分かるような身ぶりをする差別行為は少なくなってきましたが、部落差別がなくなったわけではありません。就職や結婚に関する身元調査や、インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みが行われるなど、その状況は潜在化、陰湿化しています。差別を受けても告白できない人も少なくありません。『いじめ』が表面化しにくいことと似ています。

Q. 部落という言葉は使っていないのですか?

A. 日本では明治以降、農村における集落のことを『部落』と呼んできましたが、やがて『被差別部落』の略称としても使われるようになりました。こうして『部落』は二つの意味を持つようになりましたが、いつしか自分が暮らす集落が被差別部落とみなされることを嫌がる人たちが部落という表現を避けるようになり、やがて『地区』や『地域』という別の言葉に言い換えるようになったのではないかと思います。ですが、どんな言葉に言い換えたとしても、被差別部落に対する差別意識があれば、やがてその言葉も差別を意味する言葉になってしまいます。大切なことは差別意識をなくすことです。『部落』という言葉を集落という意味で使うことには問題ありません。

Q. 同和問題に『暗い』、『重い』という印象を感じます

A. 命を奪う部落差別の現実を学ぶわけですから、同和問題の研修会には、他の分野にはない厳しさがあるかもしれません。ですが、同和問題を正しく学ぶことで、差別される理由が、差別する人によって都合よく作られてきたことが見えてきます。同和問題の研修会には、人生を豊かにするたくさんのヒントが隠されています。

Q. 区別と差別の違いがわかりません

A. 『男と女』これは区別です。あってもいい違いです。これに対して『男は女より偉い』こうなったら差別になります。あってはいけない違いです。さて、どこが違うのでしょうか。

区別は、対等な立場で、性質や特徴で分けること。差別は、自分の身勝手な主張を正当化するために、理由にならないことを口実にした人権侵害行為のことです。

教えるから差別がなくなならない」そう考える人は少なくありません。いわゆる『寝た子を起こすな』という考え方が、一見正しく聞こえますが、この考え方が正論であるためには、誤ったことを教える人がいないことが前提になります。

人は正しい知識を持たない場合、疑うことなく誤った情報を信じる傾向にあります。私たちが生活する社会には、インターネットの普及によってさまざまな情報があふれています。同和問題と負の出会いをする前に、正しく知ることが大切です。

■差別は見ようとしなければ見えません

「見えない」ことと「無い」ことは違います。差別は見ようとしなければ見えません。自分が知らないから差別はないと考えず、差別がどこに隠されているのかを見抜く力を身に付けることが大切です。そのためには、さまざまな学びの場を通して正しい理解と認識を深め、確かな人権感覚を育む必要があります。

■子どもの目線大切に

素直な子どもの目線で社会を見ると、さまざまな矛盾が見えてきます。生まれた場所

や住んでいる場所を理由に、人の値打ちに差をつけようとする同和問題は、最も愚かな矛盾です。

矛盾に気付いて自分の言葉で考える、その上で子どもに説明できないことを見直す姿勢を取ることが、同和問題を解決することにつながります。

■自分自身の課題です

同和問題は難しいという人がいますが、それは世間体を気にして、自分を見つめることから逃げようとする人の言い訳です。同和問題は絶対に許されない社会悪であり、その解決は自分自身の課題なのです。

■あなたが変われば社会が変わります

「差別をなくす」というと、なんだか凄いいことをするようで、自分には何もできそうもないような気持ちになってしまいます。でも、私たちが「自分にもできることがある」と思えたら、同和問題は解決へ向けて大きく動き出すはずで、社会は私たち一人一人ですべて変わります。あなたが変われば、社会も変わります。

自分を見つめましょう。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

一緒に学びましょう

市人権・同和教育 地域推進員とは

市教育委員会が委嘱する、地域における人権・同和教育のリーダーです。各町（地区）に2名ずつ、26名の推進員が活動しています。昭和54年にスタートした、伊万里市独自の制度です。

市人権・同和教育 推進協議会とは

同和教育をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目的に、昭和52年に発足した、市民の代表（区長、自治公民館長、民生委員・児童委員、小・中学校PTAなど）で構成する人権啓発団体です。

私たちが暮らすこの社会には、同和教育をはじめとするさまざまな人権課題があります。差別するつもりはなくても、無意識のうちに誰かを傷つけているかもしれません。市では『市人権・同和教育推進協議会』や『市人権・同和教育地域推進員』など市民の皆さんとの協働で、地域に密着した各種研修講座を開催しています。身近な研修講座に気軽に参加してみませんか。

■なるほど！ザ・じんけんゼミナール／輝く女性のための心のセミナー

人権感覚あふれる身近な人の存在は、市民の人権意識の向上に大きな影響を与えます。地域や職場で同和教育を語る事ができる等身大のリーダーを育成します。

■地区巡回講座

各行政区の公民館で、市民の皆さんと膝を交えて、同和教育をはじめとするあらゆる人権課題について語り合っています。皆さんからの質問や意見は、生きた教材として本市の教育・啓発の指針となっています。

■PTA世代を対象にした研修講座

『子は親の鏡』という言葉があるように、私たち大人社会の潜在意識は、子どもの人間形成に大きな影響を与えます。子どもを取り巻く学校・家庭・地域・職場に接点を持つPTA世代の皆さんを対象にした研修会を展開します。

■各種団体への出前講座

地域に密着した教育・啓発を推進するため、老人クラブ、

民生委員・児童委員、区長会など、地域とのつながりが深い皆さんに出前講座をお届けします。

■職場への出前講座

職場で『学びのステージ』と位置付け、市民の皆さんのライフスタイルに即した学習機会を提供するとともに、風通しの良い職場環境づくりをお手伝いします。

■小・中学生の人権作品展

12月の人権週間に合わせ、小・中学生の書道やポスター、標語などを展示する『人権作品展』を開催します。

■人権問題に関する市民意識調査

現在を知らずに未来は語れません。これまでの取り組みの成果を検証し、今後の教育・啓発の指針となる基礎資料を収集します（5年毎に実施）。



研修講座に挑戦してみませんか？

市では、同和教育担当の社会教育指導員を4人配置し、市民の皆さんへのきめ細やかな教育・啓発に取り組んでいます。サークルや企業へ講師として派遣しますので、気軽に申し込んでください。詳しくは生涯学習課へお問い合わせください。

■どこで開催してもいいの？

市内であれば、ご希望の場所へ講師を派遣します。（個人宅は除きます）

■いつでもいいの？

土・日・祝日も派遣します。（12月29日～1月3日は除きます）
午前9時～午後9時の間で、1回あたり30分～2時間程度でお願いします。

■どんな研修内容？

同和教育をはじめ、さまざまな人権問題についてお話しします。
要望に応じて、啓発映画などの視聴覚教材を使用することもできます。

■研修の費用は？

講師の交通費や謝礼などは一切不要です。
ただし、有料の会場で開催する場合、会場使用料などは依頼者で負担してください。

■申込方法は？

まずは、生涯学習課（☎23-3186）までお電話ください。（希望日の2週間前までをお願いします）
できるだけ希望の日時に講師を派遣します。日時などが決定した後、派遣依頼書を提出していただきます。



↑職場や地域での講座の様子